

令和7年度第2回目黒区地域包括ケア推進委員会会議録

名 称	令和7年度第2回目黒区地域包括ケア推進委員会
日 時	令和7年12月1日（月） 午後6時30分～8時00分
場 所	目黒区総合庁舎2階大会議室
出席者	（委員） 小林会長、中島副会長、武田委員、田邊委員、池田委員、山崎委員、今井委員、横井委員、加藤委員、中野委員、小林委員 （欠席） 村上委員、細谷委員、佐藤委員、石黒委員 （区側） 健康福祉部長、介護保険課長、福祉総合課長、健康福祉計画課長、高齢福祉課長、障害施策推進課長、障害者支援課長、健康推進課長
傍聴者	1名
配付資料	<事前配付資料> ・資料1 令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について ・資料2 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月） <当日配付資料> ・「目黒区地域包括ケア推進委員会構成員」名簿 ・座席表 ・令和7年度版事業報告資料の区ウェブサイトへの掲載 ・令和7年度第1回目黒区地域包括ケア推進委員会会議録
会議次第	1 開 会 2 議 事 （1） 令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について（協議事項） （2） 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月） （報告事項） 3 その他 4 閉 会
会議結果	（1） 令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について（協議事項） 資料1「令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について」の内容を確認し、委員会として承認するものとした。 （2） 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月） （報告事項） 資料2「指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月）」の内容を確認し、報告を受けたものとした。
<p>議事に関する資料説明の概要及び主な発言要旨</p> <p>1 令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について（協議事項）</p> <p>（1） 議事に関する資料説明の概要 （福祉総合課） 資料1に基づき説明</p>	

(2) 主な発言要旨

- 委員 居住支援協議会には、地域包括支援センターは参加しているという理解でよいか。
- 区側 居住支援協議会は、区の福祉部局が事務局を担い、学識経験者、不動産団体、福祉団体、民生委員などが委員として構成されている。その中に地域包括支援センターの職員も加わり、住まいに関する課題等について情報共有を行っている。
- 委員 高齢者の一人暮らしでは、保証人の問題や亡くなった後の対応など、住宅確保が難しいと聞く。例えば、私が身寄りがなく、目黒区内で住みたいと希望した場合、居住支援協議会に相談すれば解決できるのか。
- 区側 居住支援協議会は相談窓口ではなく、会議体である。住まいの相談は、福祉総合課「福祉の総合相談窓口」に「住まいの相談員」を配置して対応している。地域包括支援センターとも連携し、必要に応じて総合相談窓口につなぐ体制である。
- 委員 介護現場では、独居の認知症のかたや生活保護の方などから、家賃や生活費の相談を受けることが多い。地域包括支援センターに相談しても、解決まで至らないケースが多く、時間がかかる。住宅問題は優先順位が下がることもある。
- 委員 老朽化したアパートの建て替えに伴い退去を求められるケースがある。高齢者で保証人がいない場合、対応はどうなっているか。
- 区側 建て替え時は不動産業者が次の住まいを紹介するケースが多い。また、保証人は必須であり、保証人協会など民間サービスを不動産会社が紹介することも多い。区では「民間賃貸住宅情報提供事業」を実施し、宅建協会と連携して身寄りのない方にも物件を紹介できる仕組みがある。
- 委員 区として身元保証に関する対応はあるのか。
- 区側 国はガイドラインを公表済みだが、区では身元保証に対する対応はしていない。民間事業者やNPOによる終活支援があるが、費用負担や倒産リスクが課題。
将来的には公的仕組みの検討が進んでおり、国や東京都がモデル事業を補助金事業として推進中。社会福祉法改正を視野に、第二種福祉事業として終活支援を位置づける動きあり。高齢者増加に伴い、終活支援は自治体・民間双方で対応が求められる大きな課題である。
- 委員 「重点的に取り組む事項」に「アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進」を挙げた理由を伺う。
- 区側 重点事項に挙げた理由は、周囲が問題を感じていても本人が支援を望まないケースがあるという課題がある。例えば、ゴミ屋敷や動物への過剰な餌やりなど、単発ではなく継続的な関わりが必要な事例がある。地域包括支援センターが時間をかけて関係を構築し、本人の希望に寄り添いながら支援することが重要である。なお、アウトリーチワーカーの専任配置はなく、地域包括支援センター職員が対応している。
- 委員 「アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進」は重要であると考えます。しかし、地域包括支援センターの膨大な業務の中で、どこまで実施できるか疑問である。CSWはアウトリーチや伴走型支援を担っているため、地域包括支援センターだけでなくCSWと連携して支援を行うことが望ましい。

- 委員 CSWは高齢者・障害者・子どもを対象に、生活上の困りごとを関係機関につなぐ役割を担う。地域包括支援センターとは、月1回または2か月に1回協議を行い、必要に応じて民生委員や町会・自治会と連携し、個別対応を進めている。
- 委員 困難ケース、特に「アウトリーチ等を通じた継続的支援」が必要なケースはどれくらいの件数あるか伺う。
- 区側 各包括支援センターで複数件あり、本人が支援を求めないケースやゴミ屋敷など、訪問はできてもすぐに解決に至らない事例が多い。
- 委員 困難ケースには精神障害者が関わる 경우가多く、地域包括ケアシステムでの対応強化が必要である。重層的支援体制整備事業の対象には精神障害者を含む複合的課題が多い。最近では精神保健担当者を地域包括支援センターに配置する自治体もあるが、目黒区の今後の方針を問う。
- 区側 区では保健所を中心に精神障害者保健福祉医療を含む協議会を設置し、福祉部局も参加している。重層的支援会議や支援会議では精神疾患が疑われるケースがあり、必要に応じて精神科医や精神保健福祉士を招き、東京都の専門家にも協力を依頼し、対応を行っている。地域包括支援センターは個別相談や地域づくりを担い、社会福祉協議会と連携してサロンや地域活動を推進している。今後も社会福祉協議会と協力し、共同で取り組む方針である。
- 委員 生活上の問題を抱えながら自ら相談や支援を求めることが困難な者は、全国的に見ても一定の類型があると考えられる。代表的な例として、ゴミ屋敷が挙げられる。このような個別事例、例えばゴミ屋敷について、どのように対応するかの流れが整備されているのか伺いたい。
- 区側 明確な答えがあればよいが、実際にはケースバイケースである。ゴミ屋敷となっている本人は、ゴミと認識していない場合が多いため、まずは本人に寄り添い、関係構築から始めることが重要である。さらに、本人の背景を把握するため、協力可能な親族や友人の有無を確認し、困りごとを少しずつ聞き取る。例えば、身体的な疾病がある場合は、社会福祉士のみならず看護師や保健師が訪問し、血圧測定等を行い、必要に応じて医療につなげる。このように多職種連携により、何とかごみを片付ける方向に持っていく努力を日々行っている。
- 委員 地域包括支援センターが対応する場合、職員の負担が非常に大きくなると懸念している。アウトリーチ事業で生活上の課題を抱える者に対応する場合、代表的な事例としてゴミ屋敷がある。このようなケースに対し、区としてマニュアルがあるのであれば、それに基づき包括が対応する仕組みが必要である。
- 区側 ゴミ屋敷に関しては、試行錯誤しているのが現状であるが、事例も積み重なってきているため、今後マニュアル化することも検討したいと考えている。
- 委員 ゴミ屋敷の問題はゴミそのものよりも、本人の健康状態や事故防止、生活の安定を確保することが重要である。地域包括支援センターが訪問する際も、関係機関との連携や、まず本人の状況を確認することが基本であると考えているが、その点についてはいかがか。
- 区側 地域の方々から「ゴミ屋敷がある」「声が聞こえる」などの情報をいただき、地域包括支援センターに相談が寄せられる。運営方針に基づき、関係機関と連携しながらアウトリーチを実施している。地域包括支援センター職員が訪問し、民生委員と協力して対応するこ

とも多い。

対応できない時間帯や年末年始などは、地域の力を借りながら支援を行う。こうした網の目のネットワークを活用し、アウトリーチで対応した内容は個々のケースで異なるが、取り組みや効果のあった対応について一から考えなくても済む仕組みとして、マニュアルなどを整えることが重要である。こうした積み重ねが、支援の強化につながると認識している。

○会長 1、令和8年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）については、委員会として承認するものとする。

2 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月）（報告事項）

（1）議事に関する資料説明の概要

（介護保険課）資料2に基づき説明

（2）主な発言要旨

○委員 事業所数は全体的に充足しているのか、それとも不足している部分があるのか。

○区側 介護サービスの充足度については、区では介護保険事業計画を3年ごとに策定している。これまでの給付実績や今後の見込み、高齢化率等を踏まえ、不足が見込まれるサービスについては本整備計画を定めている。

基本的には、現計画における3年間（令和6年度から8年度まで）においては、現状で目標達成はおおむね可能と考えている。ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、令和6年度から8年度にかけて6ユニットの整備を目標としているが、現時点で具体的な予定があるのは3ユニット分である。残り3ユニットについては、引き続き整備を進める必要がある。

○会長 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和7年8月～令和7年10月）については、報告を受けたものとする。

3 その他

（1）主な発言要旨

○区側 令和7年度版事業報告資料（令和6年度実績）については、区の公式ウェブサイトへ掲載しており、詳細についてはご参照いただきたい。

・目黒区の健康福祉（健康福祉部の事業報告）【ページID：2032】

・介護保険事業概要（介護保険課の事業報告）【ページID：2037】

○区側 当委員会の次回の開催は、令和8年3月上旬頃を予定している。詳細については、改めて連絡する。

以 上